いちのせき　おくやみチェックシート

【一関市役所本庁・各支所】

№.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
1	国民健康保険に加入していましたか。	はい・いいえ	①保険証等は返却してください。 ②国民健康保険の葬祭費の支給申請があります。 ③葬祭費の申請者は喪主になります。	①保険証、標準負担額減額認定証、限度額証、特定疾病受療証 ②喪主の通帳等 ③亡くなられた方と喪主のマイナンバーの分かる書類 ④葬祭を行ったことが確認できるもの（会葬御礼状など喪主が確認できるものの写し）	本庁：国保年金課（１階） ☎ 0191-21-8343 支所：市民課
2	後期高齢者医療制度に加入していましたか。	はい・いいえ	①保険証等は返却してください。 ②葬祭費の支給申請及び相続人代表者の届出があります。 ③葬祭費の申請者は喪主になります。	①保険証、標準負担額減額認定証、限度額証、特定疾病受療証 ②喪主及び相続人代表者の通帳等 ③亡くなられた方と喪主のマイナンバーの分かる書類	本庁：国保年金課（１階） ☎ 0191-21-8343 支所：市民課
3	医療費助成制度の受給者でしたか。	はい・いいえ	①医療受給者証を返却してください。 ②医療受給者資格喪失届の提出があります。 ③資格喪失届は相続人代表者になります。	①医療受給者証 ②相続人の通帳等 ③亡くなられた方と相続人代表者のマイナンバーの分かる書類	本庁：国保年金課（１階） ☎ 0191-21-8316 支所：市民課
4	20歳以上ですか。	はい・いいえ	①年金の手続きは、加入されていた年金制度により異なりますので、お問い合わせください。 ＊一関年金事務所 0191-23-4246	①請求者のマイナンバーの分かる書類 ＊手続により異なりますので、お問い合わせください。	本庁：国保年金課（１階） ☎ 0191-21-8316 支所：市民課
5	障害福祉サービス受給者証又は自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちでしたか。	はい・いいえ	①各種受給者証の返還手続があります。	①受給者証	本庁：福祉課（１階） ☎ 0191-21-8355 支所：保健福祉課
6	特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当を受けていましたか。	はい・いいえ	①受給者死亡による手続が必要です。	＊個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（１階） ☎ 0191-21-8355 支所：保健福祉課
7	酸素濃縮器を使用し電気料の一部助成を受けていましたか。	はい・いいえ	①受給者死亡による手続が必要です。	＊個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（１階） ☎ 0191-21-8355 支所：保健福祉課

８	心身障害者扶養共済の該当者でしたか。	はい ・ いいえ	①年金請求の手続が必要です。	＊個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	本庁：福祉課（１階） ☎ 0191-21-8355 支所：保健福祉課
９	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちでしたか。	はい ・ いいえ	①各種手帳の返還手続があります。	①手帳	本庁：福祉課（１階） ☎ 0191-21-8355 支所：保健福祉課
10	緊急通報システム端末機の貸与を受けていましたか。	はい ・ いいえ	①貸与者が亡くなった場合は返却手続きが必要です。 ※端末機返却の際は、撤去作業に立ち合いが必要になります。		本庁：長寿社会課（１階） ☎ 0191-21-8370 支所：保健福祉課
11	介護手当または介護用品の支給を受けていましたか。	はい ・ いいえ	①死亡に伴う資格喪失手続きが必要です。	①印鑑	本庁：長寿社会課（１階） ☎ 0191-21-8370 支所：保健福祉課
12	介護保険制度の加入者でしたか。	はい ・ いいえ	①被保険者証、負担割合証、負担限度額証等の返却してください。 ②送付先変更手続きが必要な場合があります。 ③介護サービスを利用しており、高額介護サービス費等の給付を受けていた方又は介護保険の認定申請中の方はお問合せください。 ④申請者等：家族	①被保険者証、負担割合証、負担限度額証等 ②印鑑	本庁：長寿社会課（１階） ☎ 0191-21-8370 支所：保健福祉課
13	市・県民税が課税されていましたか。	はい ・ いいえ	①死亡された方に市・県民税の残額がある場合や１月２日以降に死亡し次年度の課税対象となる場合、相続人に納めていただきますので、相続人代表者指定届出書が必要です。 ※毎年１月１日現在、一関市に住所を有する方は、前年（１月１日～12月31日）の所得が次年度の課税対象となり、１月２日以降に死亡した方は、市・県民税の課税対象者となります。		本庁：税務課（１階） ☎ 0191-21-8244 支所：市民課
14	軽自動車等を所有していましたか。	はい ・ いいえ	①名義変更又は廃車手続が必要です。軽自動車の種類によって手続場所が異なりますので、担当課でご相談ください。		本庁：税務課（１階） ☎ 0191-21-8241 支所：市民課

15	固定資産を所有していましたか。	はい ・ いいえ	①所有していた場合には、固定資産現所有者申告書の提出が必要です。 申請者：固定資産を現に所有する者（相続人など）		本庁：税務課（１階） ☎ 0191-21-8257 支所：市民課
16	ＦＭあすも専用ラジオをお持ちでしたか。	はい ・ いいえ	①一人世帯の方が亡くなった場合には返却が必要です。 ※ラジオの返却は市民課へお願いします。	①ラジオ	本庁：総務課（３階） ☎ 0191-21-8633 支所：地域振興課
17	森林を所有していましたか。	はい ・ いいえ	①新しく所有者となった日から90日以内に届出が必要です。	①届出の原因を証明する書面（登記事項証明書等） ②土地の位置を示す地図	本庁：農地林務課（４階） ☎ 0191-21-8438 支所：産業建設課
18	農業を営んでいましたか。	はい ・ いいえ	①諸手続きが必要な場合がありますので担当課にご連絡ください。		本庁：農政課（４階） ☎ 0191-21-8426 支所：産業建設課
19	住民登録は市営住宅ですか。	はい ・ いいえ	①異動届の提出が必要です。	①亡くなった方の住民票の除票	本庁：都市整備課（４階） ☎ 0191-21-8541 支所：産業建設課

【水道お客様センター】

※水道お客様センターは、本庁及び千厩支所内にあります。

№.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
20	市の水道を使用していましたか。	はい ・ いいえ	①水道の使用を中止する場合は中止届が必要です。 ②水道の契約者が変更となる場合は変更届が必要です。 ※電話でも手続き可能です。		本庁：（１階） 水道お客様センター ☎0191-21-8562 千厩支所：（３階） 水道お客様センター千厩 ☎0191-53-2130

【一関保健センター】

№.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
21	児童手当、児童扶養手当又は特別児童扶養手当を受給していましたか。	はい ・ いいえ	①受給者又は子どもが亡くなった場合、手続きが必要です。	＊個々に手続きが異なりますので、お問い合わせください。	一関保健センター：子育て支援課 ☎ 0191-21-2172 支所：保健福祉課

22	児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給している方と同居していましたか。	はい・いいえ	①家族構成に変更がある場合、届出が必要です。	①(特別)児童扶養手当証書	一関保健センター：子育て支援課 ☎ 0191-21-2172 支所：保健福祉課
23	保育園、こども園に通っている子どもと同居していましたか。	はい・いいえ	①家族構成に変更がある場合、届出が必要です。	①支給認定証	一関保健センター：子育て支援課 ☎ 0191-21-2172 支所：保健福祉課
24	犬を飼っていましたか。	はい・いいえ	①犬の所有者の変更届が必要です。		一関保健センター：健康づくり課 ☎ 0191-21-2160 支所：市民課

【農業委員会】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
25	農地を所有していましたか。	はい・いいえ	※【重要】手続き前に、農地の相続手続きを行ってください。 ①相続登記が完了した後に、相続人は届け出が必要です。	①登記完了証	本庁：農業委員会（５階） ☎ 0191-21-8692 支所：産業建設課

【いわて平泉農協各支店】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
26	農業者年金に加入又は年金を受給していましたか。	はい・いいえ	①農業者年金の手続きがあります。 申請者：生計同一の配偶者など ※手続きの窓口は最寄りのJA支店になります。	①農業者年金証書(被保険者証) ②印鑑 ③申請者の通帳 ④亡くなった方の戸籍謄本など	

【一関税務署】

No.	亡くなられた方について	○印	手続内容等	必要なもの	担当課
税務署	何か収入がありましたか。	はい・いいえ	①対象者が死亡した年の１月１日から死亡日までの所得税や消費税について、死亡者の準確定申告書や各種届出書の提出が必要な場合があります。 一関税務署：0191-23-4205		
税務署	相続税の申告について質問がありますか。	はい・いいえ	①相続税の申告手続に関しては税務署にご相談ください。 一関税務署：0191-23-4205		

関係部署・機関の連絡先

本　　庁	竹山町７番２号	電話０１９１－２１－２１１１
花泉支所	花泉町涌津字一ノ町２９番地	電話０１９１－８２－２２１１
大東支所	大東町大原字川内４１番地２	電話０１９１－７２－２１１１
千厩支所	千厩町千厩字北方１７４番地	電話０１９１－５３－２１１１
東山支所	東山町長坂字西本町１０５番地１	電話０１９１－４７－２１１１
室根支所	室根町折壁字八幡沖３４５番地	電話０１９１－６４－２１１１
川崎支所	川崎町薄衣字諏訪前１３７番地	電話０１９１－４３－２１１１
藤沢支所	藤沢町藤沢字町裏１８７番地	電話０１９１－６３－２１１１
一関保健センター	山目字前田１３番地１	電話０１９１－２１－２１６０
一関税務署	城内３番２号一関合同庁舎	電話０１９１－２３－４２０５
盛岡地方法務局水沢支局	奥州市水沢字多賀９７番地	電話０１９７－２４－０５１１

このチェックシートにより、手続きのご確認をお願いします。また、手続きの際は忘れずにご持参ください。

亡くなった方の住所が一関市の場合には、各種手続が必要となります。詳しくは各担当部署にお問い合わせください。

また、亡くなった方の周りで、こころや身体の悩みを一人で抱え込んでいる方がいましたら、相談できる場所があります。

●健康相談・訪問相談●臨床心理士による心の相談

＜お問い合わせ先　健康づくり課（一関保健センター内）及び各支所保健福祉課＞

●こころサロン一関（自死遺族の方）

＜お問い合わせ先　一関保健所　電話　0191-26-1415＞